

西尾市犯罪被害者等支援 ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和7年4月

西尾市危機管理局危機管理課

(裏面)

西尾市犯罪被害者支援ハンドブックの他に愛知県が作成した、「犯罪被害者支援ハンドブックあいち(2024年度版)」には、国や愛知県などの相談窓口や支援内容が記載されていますので、参考にして下さい。

もくじ

相談

犯罪被害者等支援総合的対応窓口(西尾市)	1
市民特別法律相談(弁護士)	1
犯罪被害者等支援総合的対応窓口(愛知県)	2
消費生活相談(消費生活センター)	2
外国人相談窓口	3
DV相談(西尾市)	3
DV相談(その他)	4
ひとり親相談	4

犯罪被害者等支援金等

遺族支援金・重傷病支援金・精神療養支援金	5
日常生活支援(ホームヘルプサービス)	6

届出

死亡届	7
住民票の写しの交付等の制限	8
葬祭費の請求	9
遺族基礎年金(国民年金)(死亡届受理等)	10

住まい

市営住宅への一時入居(犯罪)	11
市営住宅への一時入居(DV)	11
県営住宅への優先入居(DV)	12

医療・福祉

生活保護に関する相談等(福祉事務所)	13
生活困窮に関する相談	13
高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	14
高齢者虐待を発見した場合の通告対応	14
生活福祉資金貸付制度	15
日常生活自立支援	15
子ども医療費助成制度	16
健康相談	17
メンタルヘルス相談(精神科医師による相談)(保健所で実施)	17
HIV・性感染症検査(保健所で実施)	18

障がい

障害者虐待を発見した場合の通告対応	19
身体障害者手帳の交付	19
療育手帳の交付	20
精神障害者保健福祉手帳の交付	21
特別障害者手当	22
特別児童扶養手当	23
障害児福祉手当	24
障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付等)、障がい児通所支援給付	25
自立支援医療(精神通院医療)	26
自立支援医療(育成医療)	27
自立支援医療(更生医療)	28
障害基礎年金(国民年金)(申請受理等)	29
障害者医療費助成制度	30
後期高齢者福祉医療費助成制度	32
精神障害者医療費助成制度	34
高次脳機能障害支援普及事業	36

子育て

母子家庭等医療費助成制度	37
母子父子寡婦福祉資金貸付金	38
ひとり親家庭等日常生活支援	39
高等職業訓練促進給付金	40
高等職業訓練促進資金貸付	41
自立支援教育訓練給付金事業	42
住宅支援資金貸付	43
遺児手当	44
児童扶養手当	45
児童手当	46
子育て短期支援事業	47
ファミリー・サポート・センター事業	47
児童虐待を発見した場合の通告対応	48

学校教育

就学援助制度	49
高等学校等奨学金	50
私立高等学校等授業料補助金	51
愛知県高等学校等奨学金の貸与	51
私立高等学校及び私立専修学校高等課程生徒の授業料軽減補助金	51
私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	52
私立高等学校全日制課程及び私立専修学校高等課程生徒の入学納付	52
公立高等学校等奨学給付金	52
私立高等学校等奨学給付金	52
私立幼稚園授業料等軽減補助金	52

相談

犯罪被害者等支援総合的対応窓口(西尾市)	
概要	犯罪被害者等からの相談内容に応じて関係機関等と連絡調整のうえ支援します。
対象要件	犯罪被害者等が市民であること
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時
担当窓口	危機管理局危機管理課 交通防犯担当(本庁舎2階) 電話:0563-65-2196 FAX:0563-53-7512

市民特別法律相談(弁護士)	
概要	市民の方からの相談に対して、問題解決の糸口を見つけていただく方法として専門家である弁護士が助言を行います。
対象要件	・市民であること ・相談回数は、同年度に2回までです。(同月内は1回限り)
必要書類等	相談したい内容に関する資料等
受付時間	予約制(1枠 30 分) 本庁舎:第2、第4火曜日 寺津ふれあいセンター:第1土曜日 一色支所:第3木曜日 吉良支所:第4木曜日 幡豆支所第1木曜日 時間午後1時～午後4時
その他	予約制のため、事前に窓口又は電話にて受付 市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時 15 分
担当窓口	市民部 市民課 旅券担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2198 FAX:0563-57-7900

犯罪被害者等支援総合的対応窓口(愛知県)	
概要	犯罪被害者等からの相談内容に応じて関係機関等の支援制度に関する情報提供や橋渡しを行う総合的対応窓口を設置しています。
対象要件	犯罪被害者等が県民であること
受付時間	県庁開庁日 午前9時～午後5時 15 分
担当窓口	愛知県防災安全局 県民安全課(本庁舎2階) 電話:052-954-7545(専用ダイヤル)

消費生活相談(西尾市消費生活センター)	
概要	消費生活相談員が、商品の購入・サービス利用に伴うトラブルや悪質商法等の消費生活に関する相談に応じ、必要な情報を提供するなど解決のためのお手伝いを行います。相談内容によっては他の専門機関を紹介することがあります。
対象要件	相談者が市内在住・在勤・在学であること
受付時間	市役所開庁日 午前9時～午後4時(当日相談受付は午後3時30分まで)
担当窓口	西尾市消費生活センター(西尾市役所会議棟1階) 電話:0563-65-2161 FAX:0563-53-1753

外国人相談窓口	
概要	多文化共生専門員を配置し、市役所窓口における通訳や行政文書の翻訳、また、外国人相談窓口では、行政手続きの相談や生活相談に対応しています。
対象要件	対応言語 ○市役所本庁舎2階 地域つながり課(専門員対応)3者間電話通訳 ・8時30分～17時15分の間で使用制限無しの言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語 ・8時30分～17時15分の間で言語によって使用不可の時間有り タイ語、フランス語、ヒンディー語、ロシア語、インドネシア語、ミャンマー語、マレー語、ウクライナ語
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	市民部 地域つながり課 市民協働担当(本庁舎2階) 電話:0563-65-2178 FAX:0563-56-2175

DV(配偶者などからの暴力)相談(西尾市)	
概要	相談者に寄り添いながら、必要な情報の提供や関係機関への案内等、問題の解決に向けた支援を行います。また、緊急の避難等、被害者の安全を確保するための支援を行います。
対象要件	DV(配偶者などからの暴力)の被害を受けているかた (身に危険が迫っているときは、警察へ通報してください)
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 こども家庭担当(本庁舎4階) 電話:0563-56-3113 FAX:0563-57-1317

DV(配偶者などからの暴力)相談(その他)	
概要	市役所以外の電話相談など ○DV相談ナビ 全国共通ダイヤル＃8008(はれれば) ・お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。 ○DV相談プラス 電話:0120-279-889(つながはやく) ・専門の相談員が対応します。 ・電話やメール(24時間受付)、チャット(午前12時～午後10時受付)で相談できます。 ○愛知県男性DV被害者ホットライン 電話:080-1555-3055 ・毎週土曜日(第5土曜日、祝日、年末年始は除く。)の午後1時～午後4時 ・愛知県に居住、在勤又は在学している男性のDV被害者を対象としており、男性の臨床心理士が相談を受けます。

ひとり親家庭相談	
概要	ひとり親の制度の案内、養育費、手続きの流れについて、電話相談・面接相談(面接は原則、事前予約)を行っています。相談は母子・父子自立支援員が応じます。
対象要件	ひとり親のかた(予定のかたを含む)、その家族
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 ひとり親担当(本庁舎4階) 電話:0563-65-2179 FAX:0563-57-1317

犯罪被害者等支援金等

遺族支援金・重傷病支援金・精神療養支援金	
概要	犯罪被害に遭った直後の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者及びその遺族のかたを対象に支援金を給付します。
対象要件	【遺族支援金】 犯罪等により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族のかた 【重傷病支援金】 犯罪等により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院)を負った犯罪被害者のかた 【精神療養支援金】 犯罪等により精神疾患(療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)を負った犯罪被害者のかた ※いずれも、犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、市内に住所を有していたかたが対象です。 ※遺族の範囲と順位 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む) ②子(事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む) ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ※犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係があるときや、支援金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合などは給付対象外となることもありますので、詳細については下記担当窓口にお問い合わせください。
金額等	【遺族支援金】30 万円 【重傷病支援金】10 万円 【精神療養支援金】2万5千円 ※同一の犯罪等による犯罪被害につき、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることになる場合は、30万円を総額として給付する。
必要書類	※詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
その他	※日本国内または日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪が対象となります。(例:殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の、故意により人を死傷させる犯罪行為) ※過失による犯罪は対象外です。 ※令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。 ※申請期限は、犯罪被害を知った日から1年以内又は犯罪被害が発生した日から7年以内
担当窓口	危機管理局危機管理課 交通防犯担当(本庁舎2階) 電話:0563-65-2196 FAX:0563-53-7512

日常生活支援(ホームヘルプサービス)	
概要	犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者及びその家族又は遺族のかたを対象にホームヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援をします。
対象要件	・犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること ・犯罪等が行われた時及び日常生活支援の実施時に市内に住所を有していること 【対象者】 ・犯罪等により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院)もしくは精神疾患(療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)を負った犯罪被害者のかた ・犯罪等により重傷病等を負った犯罪被害者の家族のかた ・犯罪等により亡くなられた犯罪被害者の遺族のかた
支援内容	対象者が、犯罪等が行われた時まで日常的に行っていたことのうち、下記に掲げる内容 ・調理、洗濯、掃除、買い物等の家事 ・乳幼児の保育及び小学生の身の回りの世話 ・食事、排泄、入浴などの介護や通院介
必要書類等	※詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時
その他	・令和6年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。 ・申請期限は、犯罪被害を知った日から1年以内 ・利用上限は、1事件につき合計 60 時間以内 ・利用回数 1日当たり1回 ・利用時間 1日当たり3時間以内
担当窓口	危機管理局危機管理課 交通防犯担当(本庁舎2階) 電話:0563-65-2196 FAX:0563-53-7512

届出

死亡届	
概要	死亡の届出を受理し、埋火葬許可証を交付します。
対象要件	・届出人は、同居の親族もしくは同居していない親族等であること ・届出地が死亡地、死亡者の本籍地又は届出人の所在地であること
必要書類	・死亡届 ・死亡診断書又は死体検案書
受付時間	24 時間 ※埋火葬許可証の交付は、午前8時 30 分から午後5時 15 分に限ります。 (午後5時15分以降届出される方は、翌日の午前8時30分から午後5時15分までに再度来ていただき、死体埋火葬許可証の交付を受ける必要があります。)
提出先	○本庁舎1階 市民課 ○各支所(一色・吉良・幡豆) ※夜間(午後5時 15 分～翌午前8時 30 分)は、市役所及び各支所1階の当直で死亡届の受付のみ行います。 ※市役所閉庁日の午前8時 30 分から午後5時 15 分は、市役所及び各支所1階の当直で死亡届の受付及び埋火葬許可証の交付を行います。
その他	・死亡の事実を知った日から7日以内 ・届出の際に死体埋火葬許可証を交付し使用料を納めていただきます。
担当窓口	市民部 市民課 戸籍担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2100 FAX:0563-57-7900

住民票の写しの交付等の制限	
概要	配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、住民票の写しや戸籍の附票などの居所を知られるおそれがある証明書の交付制限及び閲覧制限を行います。
対象要件	配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為による被害者に該当し、支援の必要がある旨の意見を、警察等第三者の相談機関からもらえるかた
必要書類等	・住民基本台帳事務における支援措置申出書 ・本人確認書類
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 市民部 市民課 窓口担当
その他	支援期間:支援措置の必要性を確認した日から1年間
担当窓口	市民部 市民課 窓口担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2101 FAX:0563-57-7900

葬祭費の請求	
概要	被保険者が死亡した場合、葬儀を行われたかたに、葬祭費の支給をします。
対象要件	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者のかた
必要書類等	・預金通帳(喪主の名義のもの) ・喪主であることが確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等) ・本人確認書類
金額等	50,000 円
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時 15 分
提出先	本庁舎1階 国保年金課 国民健康保険、後期高齢者医療:2 番窓口
担当窓口	健康福祉部 保険年金課(本庁舎1階) 国民健康保険担当 電話:0563-65-2103 FAX:0563-56-0062 後期高齢者医療担当 電話:0563-65-2105 FAX:0563-56-0062

遺族基礎年金(国民年金)	
概要	国民年金の加入者などが亡くなったときに生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受ける年金です。 ※「子」...18歳到達年度の末日までにある子
受給要件	・死亡日の前日において、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が、死亡日の前々月までの被保険者期間の3分の2以上あること、または 65 歳未満であれば死亡日の前々月までの直近1年間に未納がないこと ・受給資格期間が25年以上あること
必要書類等	事前にお問い合わせください。
金額等	金額は、日本年金機構にお尋ねください。
受付時間	○日本年金機構刈谷年金事務所 午前8時30分～午後5時15分 ○保険年金課 市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	日本年金機構 刈谷年金事務所(刈谷市寿町1-401) 本庁舎1階 保険年金課 国民年金担当:2 番窓口
担当窓口	日本年金機構 ねんきんダイヤル 電話:0570-05-1165 日本年金機構 刈谷年金事務所 電話:0566-21-2110 健康福祉部 保険年金課 国民年金担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2104 FAX:0563-56-0062

住まい

市営住宅への一時入居(犯罪)	
概要	犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するために、一時的に市営住宅を提供します。
対象要件	原則として、公営住宅法第 23 条第2号に規定する住宅困窮要件を満たし、かつ、下記の要件を満たす犯罪被害者であること。 ① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎2階 建築課:9 番窓口
担当窓口	都市整備部 建築課 市営住宅担当(本庁舎2階) 電話:0563-65-2146 FAX:0563-54-6644

市営住宅への一時入居(DV)	
概要	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するために、一時的に市営住宅を提供します。
対象要件	原則として、公営住宅法第 23 条第2号に規定する住宅困窮要件を満たすDV被害者であること
必要書類等	配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター所長又は児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設の施設長による保護したことの証明若しくは裁判所の保護命令の発行通知又は公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎2階 建築課:9 番窓口
担当窓口	都市整備部 建築課 市営住宅担当(本庁舎2階) 電話:0563-65-2146 FAX:0563-54-6644

県営住宅への優先入居(DV)	
概要	配偶者からの暴力被害者について、県営住宅への優先入居を行います。
対象要件	※詳細は、下記担当窓口にお問い合わせください。
必要書類等	※詳細は、下記担当窓口にお問い合わせください。
提出先	愛知県住宅供給公社 名古屋市中区丸の内3丁目 19-30 電話:052-954-1361 三河住宅管理事務所 岡崎市明大寺本町一丁目4 県西三河総合庁舎 5 階 電話:0564-23-1863
受付時間	月～金 午前8時 45 分～午後5時 30 分 (祝日・年末年始を除く)
担当窓口	愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 名古屋市中区三の丸3丁目1-2 電話:052-954-6581

医療・福祉

生活保護に関する相談(福祉事務所)	
概要	憲法で保障された、最低限度の生活を送るために必要なお金や医療を給付する生活保護に係る相談に応じます。
対象要件	西尾市内に居住するかた
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	健康福祉部 福祉課 生活保護担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2116 FAX:0563-56-0112

生活困窮に関する相談	
概要	生活困窮者自立支援制度(自立相談支援、住居確保給付金、一時生活支援、家計改善支援など)に係る相談に応じます。
対象要件	西尾市内に居住するかた
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	健康福祉部 福祉課 生活保護担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2116 FAX:0563-56-0112

高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	
概要	市内に7箇所ある地域包括支援センターで、高齢者のかたやその家族、地域で気になるかたの健康・福祉・介護などの悩みや困りごとの相談に対応しています。
対象要件	西尾市内に在住の高齢者のかた
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	健康福祉部 長寿課 地域支援事業担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2120 FAX:0563-64-0995

高齢者虐待を発見した場合の通告対応	
概要	虐待を受けている、または、を受けている可能性があると思われる場合は、早めに連絡・相談してください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
担当窓口	健康福祉部 長寿課 地域支援事業担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2120 FAX:0563-64-0995

生活福祉資金貸付制度	
概要	失業等からの生活再建を目的とする総合支援資金や教育支援資金、福祉資金、緊急小口資金など、世帯の状況と必要に合わせた資金を無利子または低利子で貸付し、相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図るための制度です。
対象要件	支援により自立した生活ができると認められる低所得世帯、障がい者の属する世帯、高齢者の属する世帯
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)
担当窓口	社会福祉法人西尾市社会福祉協議会(西尾市花ノ木町2丁目1番地) 電話:0563-56-5900 FAX:0563-57-7800

日常生活自立支援	
概要	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち自らの判断能力に不安のある方を対象に介護・福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行います。
対象要件	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者
金額等	福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理 1 回 1,200 円 書類等の預かりサービス 月額 250 円
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)
担当窓口	社会福祉法人西尾市社会福祉協議会(西尾市花ノ木町2丁目1番地) 電話:0563-56-5900 FAX:0563-57-7800

子ども医療費助成制度	
概要	保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
対象要件	市内在住の中学校卒業前(15 歳到達年度末まで)の子ども及び高校生世代(18 歳到達年度末まで) ※高校生世代については入院に係る医療費のみ助成対象(令和4年4月診療分から) 【次のいずれかに該当する場合は対象外】 ・健康保険等に参加していないかた ・生活保護を受けているかた ・児童福祉法に基づく施設入所措置を受けているかた ・法令等の規定により、子ども医療と同等な医療に関する給付を受けているかた
必要書類等	子どもの加入医療保険の情報が確認できるもの(健康保険証等) ・保護者のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの ・届出者の本人確認書類 ※高校生世代の入院に係る医療費は払い戻しによる助成となりますので、受給者証の交付はありません。詳しくは事前にお問い合わせください。
金額等	保険診療による医療費の一部負担金 ※ただし、ご加入の健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その金額を除く。
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時 15 分
提出先	本庁舎1階 保険年金課:2 番窓口
担当窓口	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2106 FAX:0563-56-0062

健康相談	
概要	医師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師が生活習慣病の予防、身体の健康についての相談を行っています。
対象要件	市内に在住のかた
受付	事前予約制 予約先 健康福祉部 健康課 0563-57-0661
相談時間	月に1回開催:木曜日の午前9時30分から10時30分まで(医師の相談は午前10時から)
担当窓口	健康福祉部 健康課 成人保健担当(西尾市保健センター) 電話:0563-57-0661 FAX:0563-54-7866

メンタルヘルス相談(精神科医師による相談)	
概要	精神的な悩みを抱える本人や家族等の相談に精神保健福祉士、保健師等が応じます。
対象要件	市内に在住のかた
受付時間	面接:予約制
その他	○メンタルヘルス相談 ・精神保健福祉相談員・保健師が担当します。 ※相談時間は月曜日から金曜日9時から16時30分(12時から13時を除く) ○精神科医師による相談(予約制) ・第3木曜日で予約した時間
担当窓口	愛知県西尾保健所 電話:0563-56-5241 FAX:0563-54-6791

エイズ・肝炎ウイルス・梅毒検査	
概要	エイズ、梅毒やB型肝炎、C型肝炎について検査を行っています。
金額等	無料
受付時間	愛知県ホームページにて、ご確認ください。
その他	○HIV、梅毒 匿名・要予約※検査結果証明書の発行可(有料) ○B型肝炎、C型肝炎 匿名不可、要予約
担当窓口	愛知県西尾保健所 電話:0563-56-5241 FAX:0563-54-6791

障がい

障害者虐待を発見した場合の通報対応	
概要	虐待を受けている、または、を受けている可能性があると思われる障がい者を発見したら、早めに連絡・相談してください。
受付時間	365 日 24 時間対応いたします。 (休日・時間外は当直が福祉課担当者に連絡し、福祉課担当者が通報者へ折り返し連絡します。) (生命の危険など緊急性が高い場合は、警察(110番)又は救急(119番)へ連絡をお願いします。)
担当窓口	西尾市障害者虐待防止センター(健康福祉部 福祉課内(本庁舎1階)) 西尾市寄住町下田22 TEL:0563-65-2117 FAX:0564-56-0112

身体障害者手帳の交付	
概要	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対し、身体障害者手帳を交付します。
対象要件	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある者
必要書類等	・申請書 ・指定医師の診断書(申請から3ヶ月以内のもの) ・写真(縦4cm×横3cm) ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの 等
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時 15 分
提出先	本庁舎1階 福祉課
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2113 FAX:0563-56-0112

概要	「愛知県療育手帳制度実施要綱」に基づいて知的障害者であると判定された場合に、療育手帳を交付します。
対象要件	おおむね18歳以前に知的機能障害が認められ、それが継続しているもの。
必要書類等	・申請書 ・写真(縦4cm×横3cm) ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの 等 ※愛知県の児童・障害者相談センターにおける面接又は調査表の提出が必要(両方必要な場合もあり)です。
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時 15 分
提出先	本庁舎1階 福祉課
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2113 FAX:0563-56-0112

精神障害者保健福祉手帳の交付	
概要	精神保健福祉法により日常生活や社会生活に障がいのある精神疾患のかたに精神障害者保健福祉手帳を交付します。手帳の等級は1・2・3級があります。
対象要件	精神障がいのため長期に日常生活または社会生活に制約があり、初診日から6か月以上経過しているかた
必要書類等	・写真(上半身が写ったもので縦4cm×横3cm)1枚 ・次のうちいずれか該当の書類 ①診断書(精神障害者保健福祉手帳用)(申請日前3か月以内に診断されたもの) ②障害年金の年金証書・年金裁定通知書+直近の年金振込(支払)通知書又は年金振込預金通帳+同意書 ・本人の個人番号が確認できるもの(個人番号カード・通知カード等) ・委任状(代理人が申請する場合必要) ・来庁者の本人確認書類(免許証・パスポート等)
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 福祉課
その他	有効期限は2年 有効期限の終期の3か月前から更新手続きが可能
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2115 FAX:0563-56-0112

特別障害者手当	
概要	日常生活に常時特別の介護が必要な、20 歳以上の重度障害者に手当を支給します。
対象要件	国が示す支給基準に合致する者(医師の診断書により判断)
必要書類等	・申請書 ・医師の診断書 ・本人名義の振込通帳 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの ・受給年金関係書類 等
金額等	国が定める額(一部 愛知県の加算あり)
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 福祉課
その他	・3ヶ月以上の入院及び施設入所の者は除く ・実費で医師の診断書料が必要 ・申請の翌月から支給(支給月:5月、8月、11 月、2月) ・所得制限あり
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2113 FAX:0563-56-0112

特別児童扶養手当	
概要	心身に中度以上の障がいがある 20 歳未満の児童を養育する者から申請があった場合に支給します。
対象要件	心身に中度以上の障がいがある 20 歳未満の児童を養育する者 (但し、所得制限あり)
必要書類等	お問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 子育て支援課:3番窓口
担当窓口	子ども部 子育て支援課 手当担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2109 FAX:0563-57-1314

障害児福祉手当	
概要	日常生活に常時特別の介護が必要な、20 歳未満の重度障害児に手当を支給します。
対象要件	国が示す支給基準に合致する者(医師の診断書により判断)
必要書類等	・申請書 ・医師の診断書 ・本人名義の振込通帳 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの 等
金額等	国が定める額(一部 愛知県の加算あり)
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 福祉課
その他	・実費で医師の診断書料が必要 ・申請の翌月から支給(支給月:5月、8月、11 月、2月) ・所得制限あり(世帯) ・施設入所者は除く
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2113 FAX:0563-56-0112

障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付等)、障害児通所支援給付	
概要	障がい者及び障がい児が、日常生活または社会生活を営む上で、必要な障害福祉サービスに係る相談・申請受付・給付を行います。
対象要件	身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者に該当するかた ※障害者手帳の取得に至ってなくてもサービスを利用できる場合があります。要件については担当までお問い合わせください。
必要書類等	・申請書 ・勘案事項整理票(※障がい児のみ) ・障害者手帳 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの 等
利用者負担	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
その他	申請後、計画相談事業所にて面談し、利用計画書を作成してもらう必要があります。
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2115 FAX:0563-56-0112

自立支援医療(精神通院医療)	
概要	精神にかかる疾病を継続的に治療するために必要となる通院医療を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。
対象要件	精神的な病気の治療のために精神科・心療内科等に通院しているかた
必要書類等	・申請書 ・通院医療費公費負担用診断書 ・健康保険証 ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの(18歳未満の場合は保護者も) ・来庁者の本人確認書類(免許証・パスポート等) ・委任状(代理人が申請する場合必要) ※詳しくは申請前に担当までお問い合わせください。
金額等	世帯の収入(市民税額等)に応じた自己負担金が必要です。 ＊一定以上の所得のある方は対象外となる場合があります。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 福祉課
その他	有効期間は1年 有効期間の終期の3か月前から手続が可能
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2115 FAX:0563-56-0112

自立支援医療(育成医療)	
概要	18歳未満の子どもで生まれつき身体に障害がある、又は生まれつきの障害や病気を放置すると将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒又は障害が軽減されると医師が判定した時にその医療費を公費で負担する制度です。
対象要件	満18歳未満の方で育成医療を必要とする方
必要書類等	・自立支援医療費(育成医療)支給申請書 ・自立支援医療費(育成医療)意見書 ・健康保険証 ・特定疾病受給者証の写し(所持者のみ) ・非課税世帯の収入調査票(非課税世帯のみ) ここでいう「世帯」とは、ご家族のうち、本人と同じ医療保険に加入している方を指します。 ・本人及び同一保険加入者の個人番号が確認できるもの(個人番号カード・通知カード等) ・委任状(代理人が申請する場合必要) ・来庁者の本人確認書類(免許証・パスポート等) ・補装具の申請をされる方は補装具作製業者の見積書
金額等	世帯の収入(市民税額等)に応じた自己負担金が必要です。 ＊一定以上の所得のある方は対象外となる場合があります。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 福祉課
その他	・育成医療の適応年齢は18歳未満です。 ・育成医療は更生医療指定機関(県が指定)において行われる医療が対象です。 ・給付期間を限定した医療給付です。
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2113 FAX:0563-56-0112

自立支援医療(更生医療)	
概要	・一般医療によってすでに治癒した18歳以上の身体障害者に対して、障害を軽減・除去して、その日常生活能力、又は職業能力を回復させることを目的とする医療について、医療費の補助が受けられます。 ・更生医療の対象は、臨床症状が消去し、永続するようになった「障害そのもの」であり、疾病を対象とする一般医療とは一線を画されることになります。
対象要件	18歳以上の方で身体障害者手帳を保持し、更生医療を必要とする方
必要書類等	・自立支援医療費(更生医療)支給申請書 ・自立支援医療費(更生医療)意見書 ・健康保険証 ・特定疾病受給者証の写し(所持者のみ) ・非課税世帯の収入調査票(非課税世帯のみ) ここでいう「世帯」とは、ご家族のうち、本人と同じ医療保険に加入している方を指します。 ・本人及び同一保険加入者の個人番号が確認できるもの(個人番号カード・通知カード等) ・委任状(代理人が申請する場合必要) 来庁者の本人確認書類(免許証・パスポート等)
金額等	世帯の収入(市民税額等)に応じた自己負担金が必要です。 ＊一定以上の所得のある方は対象外となる場合があります。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 福祉課
その他	・更生医療の適用年齢は、18歳以上です。 ・更生医療は更生医療指定機関(県が指定)において行われる医療が対象です。 ・給付期間を限定した医療給付です。
担当窓口	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2113 FAX:0563-56-0112

障害基礎年金(国民年金)(申請受理事等)	
概要	国民年金加入中や 20 歳前に初診日がある病気やケガによって、一定の障害の状態になったかたが受けられます。
受給要件	国民年金加入中や 20 歳前に初診日がある病気やケガによって、一定の障害の状態となり保険料納付要件を満たしている方
必要書類等	事前にお問い合わせください。
金額等	金額は、日本年金機構にお尋ねください。 ※身体障害者手帳等の等級とは異なります。
提出先	日本年金機構 刈谷年金事務所(刈谷市寿町1-401) 本庁舎1階 保険年金課:2 番窓口
担当窓口	日本年金機構 ねんきんダイヤル 電話:0570-05-1165 日本年金機構 刈谷年金事務所 電話:0566-21-2110 健康福祉部 保険年金課 国民年金担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2104 FAX:0563-56-0062

障害者医療費助成制度	
概要	保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
対象要件	市内在住で、以下のいずれかに該当するかた ・身体障害者手帳1～3級のかた ・身体障害者手帳4級でじん臓機能障害のかた ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症のかた ・療育手帳AまたはB判定のかた (IQ50 以下) ・医師により自閉症状群と診断されたかた 【次のいずれかに該当する場合は対象外】 ・健康保険等に参加していないかた ・生活保護を受けているかた ・後期高齢者医療制度の対象となるかた(75歳以上のかたまたは身体障害者手帳1級から3級または療育手帳A判定をお持ちで65歳以上のかた)は、障害者福祉医療制度の助成の対象から除かれます。ただし、後期高齢者医療制度に加入することにより、後期高齢者福祉医療制度の該当となります。
必要書類等	・健康保険の資格が確認できるもの ・身体障害者手帳、療育手帳または診断書(自閉症状群と診断されたかたのみ)
金額等	・保険診療による医療費の自己負担分を支給 ・愛知県内の医療機関にかかるときは健康保険の資格が確認できるものと障害者医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口に提示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。 ＊ただし、ご加入の健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その金額を除く。 ・薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。

その他	・受給者証の有効期間は、申請月の初日(または障害者医療の要件に該当した日)から、手帳などの有効期限または受給者証一斉更新の年度の7月末日までです。 ・更新手続きに必要なものは、保険年金課にお問い合わせ下さい。 ・身体障害者手帳3級以上、療育手帳A判定のかたが、65歳に到達して引き続き福祉医療の助成を受けるときは、後期高齢者医療制度に加入する手続きが必要です。 ・愛知県以外の医療機関にかかったときや補装具を作ったときは、保険年金課医療担当の窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。 ・医療費の払い戻しに必要なものは、保険年金課にお問い合わせ下さい。 ・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。 ・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階保険年金課:2番窓口
担当窓口	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2106 FAX:0563-56-0062

後期高齢者福祉医療費助成制度	
概要	保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
対象要件	市内在住の後期高齢者医療の被保険者で以下のいずれかに該当するかた ・障害者医療に該当する障害のかた ・戦傷病者 ・母子家庭等医療に該当する母子、父子家庭の養育者 ・精神障害者医療に該当する障害のかた ・入院して行われる精神障害の医療を受けているかた ・ねたきり高齢者または認知症高齢者で市民税が非課税世帯のかた ※ねたきり高齢者とは要介護度4または5と認定されたかたで、生活介護を3か月以上継続して受けているかた ※認知症高齢者とは、重度または中度の認知症の状態で生活介護を3か月以上継続して受けているかた ・独り暮らしのかた(市民税が非課税で税法上の扶養に入っていないかた) ※同一の建物、同一の敷地または隣接地に親族等がおらず、親族から経済的な援助を受けていないかた 【次のいずれかに該当する場合は対象外】 ・後期高齢者医療制に加入していないかた ・生活保護を受けているかた
必要書類等	・健康保険の資格が確認できるもの ・その他、認定要件によって異なるので事前にお問い合わせください。
金額等	・保険診療による医療費の一部負担金 ・愛知県内の医療機関にかかるときは健康保険の資格が確認できるものと後期高齢者福祉医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口に表示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。 ・入院して行われる精神障害の医療を受けているかたはいったん医療機関の窓口で医療費をお支払いいただき、申請により後日、口座へ払い戻しをさせていただきます。 ・薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分

その他	・愛知県以外の医療機関にかかったときや補装具を作ったときは、保険年金課医療担当の窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。 ・医療費の払い戻しに必要なものは、保険年金課にお問い合わせ下さい。 ・払い戻しの際には、高額療養費等の有無を確認し高額療養費が発生している場合は、その金額を差し引いて支給します。 ・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。 ・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。
提出先	本庁舎1階 保険年金課:2番窓口
担当窓口	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2106FAX:0563-56-0062

精神障害者医療費助成制度	
概要	保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
対象要件	市内在住で、以下のいずれかに該当するかた 精神障害者保健福祉手帳(1、2級) ・精神障害者医療費(全疾病)の受給対象となり、保険診療にかかる医療費の自己負担分が助成されます。 自立支援医療受給者証(精神通院)受給者のかた ・西尾市精神障害者医療費の受給対象となり、自立支援医療(精神通院)にかかる医療費の自己負担分が助成されます。 病院等で入院して精神障害の医療を受けているかた ・入院中の精神障害にかかる医療費の自己負担分の2分の1が助成されます。 【次のいずれかに該当する場合は対象外】 ・健康保険等に参加していないかた ・生活保護を受けているかた ・後期高齢者医療制度の対象となるかた(75歳以上のかたまたは精神障害者保健福祉手帳(1、2級)をお持ちで65歳以上のかた)は、精神障害者福祉医療制度の助成の対象から除かれます。ただし後期高齢者医療制度に参加することにより、後期高齢者福祉医療制度の該当となります。
必要書類等	精神障害者医療費(全疾病)または西尾市精神障害者医療費の受給対象のかた ・健康保険の資格が確認できるもの ・精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院) 病院等で入院して精神障害の医療を受けているかた ・健康保険の資格が確認できるもの ・診断書

金額等	精神障害者医療費(全疾病)の受給者のかた ・愛知県内の医療機関にかかるときは健康保険の資格が確認できるものと精神障害者医療費(全疾病)受給者証を一緒に医療機関の窓口に提示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。 ・文書料、薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。 ＊ただし、ご加入の健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その金額を除く。 西尾市精神障害者医療費の受給者のかた ・自立支援医療(精神通院)の指定医療機関にかかるときに健康保険の資格が確認できるものと西尾市精神障害者医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口に提示してください。自立支援医療(精神通院)にかかる保険診療による医療費の自己負担分が無料になります。 ・文書料、薬の容器代など保険の効かないものは実費となります。 病院等で入院して精神障害の医療を受けているかた ・入院中の精神障害にかかる医療費の自己負担分の2分の1が後日払い戻しにより助成されます。 ・入院先で医療費を支払った後、精神障害者医療費支給申請書、「マイナ保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれか、通帳、高額療養費支給決定通知(西尾市国民健康保険以外の健康保険組合に加入していて該当するかた)を医療担当へ持参してください。 保険診療による医療費の自己負担分(食事の自己負担分を除く。)の2分の1を支給します。高額療養費等の支給が健康保険からあった場合は、その分を差し引いて計算します。 ・薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。 ・退院され、再入院した場合は、再度診断書が必要です。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
その他	・受給者証の有効期間は、申請月の初日(または精神障害者医療の要件に該当した日)から、手帳などの有効期限までです。 ・精神障害者保健福祉手帳(1、2級)のかたが、65歳に到達して引き続き福祉医療の助成を受けるときは、後期高齢者医療制度に加入する手続きが必要です。 ・愛知県以外の医療機関にかかったときや精神障害者医療費(全疾病)受給者のかたが補装具を作ったときは、保険年金課医療担当の窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。 ・医療費の払い戻しに必要なものは、保険年金課にお問い合わせ下さい。 ・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。 ・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。
提出先	本庁舎1階 保険年金課:2番窓口

担当窓口	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当(本庁舎1階) 電話:0563-65--2106FAX:0563-56-0062
------	---

高次脳機能障害支援普及事業	
概要	高次脳機能障がいのある方及びその家族からの相談に応じます。
担当窓口	なごや高次脳機能障害支援センター(名古屋市総合リハビリテーションセンター内) 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番地の 2 TEL:052-835-3814(直通)

子育て

母子家庭等医療費助成制度	
概要	保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
対象要件	西尾市に住所を有し、以下のいずれかに該当するかた ・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・父母のいない児童 児童とは18歳以下(高等学校卒業まで)のかたです。 児童扶養手当一部支給停止所得制限額を超えた場合は対象になりません。 (所得限度額は扶養している人数によって異なります。扶養1人の場合は246万円未満が対象。所得には養育費の8割が算定されます。) 【次のいずれかに該当する場合は対象外】 ・健康保険等に参加していないかた ・生活保護を受けているかた ・法令等の規定により、母子家庭等医療と同等な医療に関する給付を受けているかた
必要書類等	・健康保険の資格がわかるもの ・戸籍謄本(児童扶養手当の申請をしたかたはその写し) ・所得証明書またはマイナンバーのわかるもの(1月1日に西尾市以外にお住まいだったかたのみ)
金額等	・保険診療による医療費の一部負担金 ・愛知県内の医療機関にかかるには健康保険の資格がわかるものと母子家庭等医療費受給者証と一緒に医療機関の窓口に提示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。 ・薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。
有効期間	・受給者証の有効期間は、申請月の初日(または母子家庭等に該当した日)から、毎年10月31日までとなります。 ・児童が18歳に到達する年度末まで、母子家庭等の世帯に当てはまる父母(または養育者)と児童は、申請により受給資格を持つことができます。 ・小学校就学未満の児童で、子ども医療費受給者証をお持ちのかたは、小学校就学時から母子家庭等医療費受給者証に切り替わります。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分

その他	・更新対象のかたには、毎年度の10月上旬に更新申請書を送付します。 ・所得判定により、児童扶養手当の本人の限度額以内であれば、引き続き受給資格を更新することができます。養育費の8割が所得として加算されます。 ・児童と別居しているかたは、申立書の記入が必要です。 ・更新手続きに必要なものや要件は、保険年金課にお問い合わせ下さい。 ・愛知県以外の医療機関にかかったときや補装具を作ったときは、保険年金課医療担当の窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。払い戻しに必要なものは、保険年金課にお問い合わせ下さい。 ・西尾市国民健康保険以外の保険に加入しているかたで、医療費が高額となる場合は、健康保険の保険者からの支給決定通知書も必要となります。 ・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。 ・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。
提出先	本庁舎1階 保険年金課:2番窓口
担当窓口	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2106 FAX:0563-56-0062

母子父子寡婦福祉資金貸付金	
概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦のかたが自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付けを行っています。
対象要件	貸付資金の種類により異なるため、担当までお問い合わせください。
必要書類等	貸付資金の種類により異なるため、担当までお問い合わせください。
金額等	貸付資金の種類により異なるため、担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時 30 分～午後5時
提出先	本庁舎4階 家庭児童支援課 :窓口
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 ひとり親担当(本庁舎4階) 電話:0563-65-2179 FAX:0563-57-1317

ひとり親家庭等日常生活支援	
概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学などの自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の変化により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して児童の保育や食事の世話などを行う事業です。
対象要件	西尾市内に住む母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦で、日常生活を営むのに支障が生じており(技能習得のための通学、就職活動、疾病、生活環境の激変など、社会通念上必要と認められる事由による)、一時的に生活援助を必要とされる方を対象としています。 ※利用日数は1か月あたり原則5日以内です。
利用方法	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
提出先	本庁舎4階 家庭児童支援課 :窓口
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 ひとり親担当(本庁舎4階) 電話:0563-65-2179 FAX:0563-57-1317

高等職業訓練促進給付金	
概要	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を支援するため、資格取得のための養成機関で修業した場合、受講期間のうち一定期間について支給します。
対象要件	西尾市内に在住の方で、次の全ての要件を満たすかた 1. 母子・父子自立支援員（西尾市役所内家庭児童支援課）への事前相談が必要 2. 児童扶養手当を受けているか又は同様の所得水準であること 3. 養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること 4. 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められるもの 5. この給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないもの
対象となる資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格など
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
提出先	本庁舎4階 家庭児童支援課：窓口
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 ひとり親担当（本庁舎4階） 電話：0563-65-2179 FAX：0563-57-1317

高等職業訓練促進資金貸付	
概要	高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方に対して、入学準備金(上限50万円)、就職準備金(上限20万円)を貸し付ける事業が実施されています。この貸付金は、資格を取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、継続し5年間従事した場合は貸付金の返還が免除となります。訓練期間が6か月以上12カ月未満の場合、入学準備金(上限25万円)、就職準備金(上限10万円)。
対象要件	詳しくは担当までお問い合わせください。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
提出先	本庁舎4階 家庭児童支援課 :窓口
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 ひとり親担当(本庁舎4階) 電話:0563-65-2179 FAX:0563-57-1317

自立支援教育訓練給付金	
概要	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。
対象要件	西尾市内在住の方で、次の全ての要件を満たすかた 1. 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること 2. 講座を申し込む前に事前面談が必要
対象講座	詳しくは担当までお問い合わせください。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
その他	給付金の支給をうけようとする場合には、講座受講開始前に家庭児童支援課にて事前手続きが必要です。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
提出先	本庁舎4階 家庭児童支援課 :窓口
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 ひとり親担当(本庁舎4階) 電話:0563-65-2179 FAX:0563-57-1317

住宅支援資金貸付	
概要	住宅支援資金は、ひとり親家庭の方(所得要件あり)が母子父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む場合に、住居費支援として12か月の範囲内で住宅の家賃の実費(上限あり)を貸し付ける事業です。この貸付金は、現に就業していない者が貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合は貸付金の返還が免除となります。
対象要件	詳しくは担当までお問い合わせください。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
提出先	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合
担当窓口	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 電話:052-915-8862

遺児手当	
概要	父または母のいない児童を監護・養育する人に手当を支給することにより、児童の健全育成および福祉増進を図るための制度です。
対象要件	次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を監護している父、母、または養育者。 1. 父母が離婚した児童 2. 父または母が死亡した児童 3. 父または母が生死不明である児童 4. 父または母に1年以上遺棄されている児童 5. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている児童 6. 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 7. 母の婚姻によらないで生まれた児童 8. 父または母が重度の障害(身体障害者手帳1、2級程度、障害年金1級程度)にある児童 9. 父、母とも不明である児童 ただし、次のような場合は手当が支給されません。 ・児童が児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき ・児童が父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき ・児童が父または母の死亡について支給される、公的年金または遺族補償を受けることができるとき ・請求者が公的年金または遺族補償を受けることができるとき ・婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
所得制限限度額	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	《西尾市遺児手当》 児童1人につき 月額 3,000 円 2人目以降、児童1人増すごとに月額2,000円加算 《愛知県遺児手当》 児童1人につき 月額 4,350 円 ※支給期間は5年間です。3年経過後から月額 2,175 円
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	市役所本庁舎1階 3番窓口 子育て支援課
担当窓口	子ども部 子育て支援課 手当担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2109 FAX:0563-57-1314

児童扶養手当	
概要	・父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育しているかたに手当を支給することにより、児童の福祉増進を図る制度です。 ・児童扶養手当は制度が複雑ですので、必ず申請者ご本人(児童の母親または父親、父母ともいない場合は、祖父母兄弟姉妹等の養育者になる方)に窓口にお越しいただいて事前確認を行い、制度の説明をしております。申請は、その後必要書類を用意していただいた後の手続きとなります。
対象要件	次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日まで。ただし、心身に中度以上の障害のある児童は20歳未満)の児童を監護している母、父、または養育者 1.父母が離婚した児童 2.父または母が死亡した児童 3.父または母が生死不明である児童 4.父または母に1年以上遺棄されている児童 5.父または母が裁判所からDV保護命令を受けている児童 6.父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 7.母の婚姻によらないで生まれた児童 8.父または母が重度の障害(身体障害者手帳1、2級程度、障害年金1級程度)にある児童 9.父、母とも不明である児童 ただし、次のような場合は手当が支給されません。 ・児童が児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき ・児童が父または母に支給される公的年金の加算対象になっており、その給付額が手当額を超えるとき ・児童が父または母の死亡について支給される公的年金または遺族補償を受けることができ、その給付額が手当額を超えるとき ・請求者が公的年金または遺族補償を受けることができ、その給付額が手当額を超えるとき ・婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	児童1人の場合 月額 46,690 円 (一部支給)所得に応じ、月額 11,010 円～46,680 円 加算 2人目以降 児童1人増すごとに 月額 10,750 円 (一部支給)所得に応じ、月額 5,520 円～11,020 円

所得制限限度額	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	市役所本庁舎1階 3番窓口 子育て支援課
担当窓口	子ども部 子育て支援課 手当担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2109 FAX:0563-57-1314

児童手当	
概要	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育しているかたに対して、手当を支給します。
対象要件	日本国内に居住する18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育していること
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎1階 子育て支援課 3番窓口
担当窓口	子ども部 子育て支援課 手当担当(本庁舎1階) 電話:0563-65-2109 FAX:0563-57-1314

子育て短期支援事業	
概要	子育て中の家庭で、保護者の方が入院や出産、育児疲れ等の理由で家庭において市内に住所を有する児童を養育することが一時的に困難となった場合に利用できます。(原則7日以内)
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
提出先	本庁舎4階 家庭児童支援課 :4番窓口
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 こども家庭担当(本庁舎4階) 電話:0563-56-3113 FAX:0563-57-1317

ファミリー・サポート・センター事業	
概要	地域の中で子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(援助会員)が会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有償で行う会員制の組織です。保育施設などへの送り迎えや、保護者の通院、介護、冠婚葬祭またはリフレッシュしたいときにお子さんの預かりを行います。利用するには会員登録が必要です。
対象要件	依頼会員:市内に在住または在勤、在学中、子育ての手助けをしてほしい人。対象の子どもは0歳から小学校6年生までです。 援助会員:市内に在住し、子育てのお手伝いができる人で18歳以上の心身ともに健康な人。相互援助活動に理解と熱意があり、講習を受けた人。 両方会員…依頼会員・援助会員の両方を兼ねる人。
必要書類等	詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	詳しくは担当までお問い合わせください。
受付時間	午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
提出先	西尾市ファミリー・サポート・センター
担当窓口	西尾市ファミリー・サポート・センター(西尾市総合福祉センター5階) 電話:0563-57-5007 FAX:0563-57-5040

児童虐待を発見した場合の通告対応	
概要	虐待を受けている、または、を受けている可能性があると思われる家庭や児童を発見したら、家庭児童支援課、または児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく・24時間対応）に連絡をしてください。内容に応じて関係機関と連携をとりながら対応します。
その他	次のようなことに気付いたら、連絡・相談してください。 ・たたく、ける等子どものからだを傷つける:身体的虐待 ・子どもをどなりつける、なじる等心を傷つける:心理的虐待 ・性的いたづらを強要する:性的虐待 ・食事を与えない、ひどく不潔にする:育児放棄（ネグレクト） ※相談の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時
担当窓口	子ども部 家庭児童支援課 こども家庭担当（本庁舎4階） 電話:0563-56-3113 FAX:0563-57-1317

学校教育

就学援助制度	
概要	経済的な理由で、お子さんの市立小中学校への就学にお困りのかたに、学校給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助します。
対象要件	西尾市に住所を有し、かつ小学校又は中学校及び義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者で次のいずれかに該当するかた。 ・生活保護を受給している。 ・生活保護が停止又は廃止されたが、生活に困窮している。 ・市民税が非課税又は減免された。 ・個人事業税または固定資産税が減免された。 ・国民健康保険料が減免された。 ・国民年金保険料が全額免除された。 ・児童扶養手当を受給している。 ・遺児手当を受給している。 ・生活福祉資金の貸付を受けている。 ・その他、経済的な理由により就学が困難であり、教育委員会が援助を必要と認めたかた
必要書類等	・詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	・新入学用品費(小学校1年・中学校1年のみ。期日までに申請し、原則入学する年の3月末までに認定をされた方のみ) ・学用品費・通学用品費 ・学校給食費(実費) ・校外活動費(宿泊なし・宿泊あり) ・体育実技用具費 ・修学旅行費 ・医療費 ・クラブ活動費 ・生徒会費 ・PTA会費 ・オンライン学習通信費 *但し、生活保護を受けているかたには、生活保護費の中に含まれていない費用を援助します。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	お子さんの通学している学校または、本庁舎4階 教育委員会事務局 学校教育課:1番窓口
担当窓口	西尾市教育委員会 学校教育課(本庁舎4階) 電話:0563-65-2177 FAX:0563-56-2727

高等学校等奨学金	
概要	能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、「給付型奨学金(返済不要)」を支給します。
対象要件	1 支給対象者及び支給要件 次の6つの項目の全てに該当すること。 (1)対象年度に次のいずれかの学校に在学すること。 ア 学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く。) イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。) ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。) エ 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程(学校教育法施行規則第150条第3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けているものに限る。) (2)成績優秀な学生であること。 前年度の学年末における全教科の学習成績(5段階評価)の平均した値が、概ね3.20以上の方。 (3)経済的な理由により修学困難であること。 父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額が230万円以下の方。 (4)他の奨学金(※)の支給を受けていないこと。 ※貸与型奨学金、就学支援金、西尾市私立高等学校等授業料補助などは支給を受けていても構いません。 (5)西尾市に居住していること。 奨学生本人が西尾市に住所を有していること。 (6)品行方正であること。
必要書類等	・詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	月額9,000円(年間108,000円)
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	本庁舎4階 教育委員会事務局 教育庶務課課:2番窓口
担当窓口	西尾市教育委員会 教育庶務課(本庁舎4階) 電話:0563-65-2172 FAX:0563-56-2727

私立高等学校等授業料補助金	
概要	私立高等学校等に在学する生徒の授業料負担者の負担軽減を図るため、授業料補助金を支給します。
対象要件	・生徒が、10月1日現在で私立高等学校(全日制・定時制・通信制)・中等教育学校後 期課程・専修学校高等課程に在学していること。 ・授業料負担者(保護者)が、10月1日現在で西尾市に住所を有していること。
必要書類等	・詳しくは担当までお問い合わせください。
金額等	年額30,000円、12,000円、10,000円(所得に応じて補助できる金額が変わります) ※特待生等の学校の免除制度や、国や県など他の地方公共団体の補助制度を受けた後の授業料が上限となります。
受付時間	市役所開庁日 午前8時30分～午後5時15分
提出先	お子さんの通学している学校または、本庁舎4階 教育委員会事務局 教育庶務課課:2番窓口
担当窓口	西尾市教育委員会 教育庶務課(本庁舎4階) 電話:0563-65-2172 FAX:0563-56-2727

愛知県高等学校等奨学金の貸与	
担当窓口	愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ 電話:052-954-6785

私立高等学校及び私立専修学校高等課程生徒の授業料軽減補助金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 助成グループ 電話:052-954-6187

私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	
担当窓口	愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 助成グループ 電話:052-954-6187

私立高等学校全日制課程及び私立専修学校高等課程生徒の入学納付金補助金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 助成グループ 電話:052-954-6187

公立高等学校等奨学給付金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ 電話:052-954-6785

私立高等学校等奨学給付金	
手続先	在学する学校
担当窓口	愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ 電話:052-954-6785

私立幼稚園授業料等軽減補助金	
概要	愛知県内の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に通う園児の授業料等について、一定の要件を満たす方に、その一部を補助しています。
手続先	在園する幼稚園
担当窓口	愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ 電話:052-954-6785